

『長期あんしん保証制度』規約

1.制度の目的

組合員の販売する電気機械器具に長期保証修理を付加する事により、商品販売にソフト業務が加わり、お客様からは『安心・安全・信頼』を得るとともに、組合店の更なる粗利確保及び安定経営が確保出来る事を目的として、電気機械器具の長期保証修理事業を行う。

2.制度の名称

定款で定めた組合員の販売する電気機械器具に関する長期保証修理事業を、「長期あんしん保証制度」と称する。

3.事務所の所在地

長期あんしん保証制度の事務所を佐賀県電器商業組合の事務局内に設置する。

4.規約

佐賀県電器商業組合の定款で定めるほか、必要な事項は、この規約で定める。

5.制度の加入、脱退

この保証制度は、佐賀県電器商業組合が主管して行う事業であり、佐賀県電器商業組合加盟店が加入できる。

佐賀県電器商業組合加盟店が、保証制度加入同意書を提出後、保証契約が可能となる。

制度加入組合店が保証期間中に組合を脱会した場合、又は、制度を離脱した場合は、他の制度加入組合店がお客様の保証契約内容を引継ぎ契約内容を継続する。

6.保証契約

制度加入組合店が商品販売時にお客様と保証契約を結び、メーカーが一定期間内の無償修理を約束している商品に対し、メーカー保証と同等内容の範囲で保証期間中の修理費用を保証する。

商品購入時に保証契約を希望のお客様から規定の保証料を受領し、保証手続きを行う。

手続き完了後、「長期あんしん保証書」を発行し、契約者は、保証書記載の「保証規定」に従って保証を受ける。但し、保証申込日は商品販売日の90日以内とする。

7.保証対象商品

国内主要メーカーの商品で、購入金額(税込)2万円以上～100万円未満の商品で規定で指定したもの(別表)とする。一般家庭用製品に限る。

8.保証料の支払い

契約店は、保証契約内容に応じた規定の保証料(税込)を、指定する方法により支払う。尚、支払いは、契約店又は契約者のいずれも可とする。

9.保証期間

商品購入時から5年間または8年間とする。(応答日の前日まで)

メーカー保証期間を含めた保証期間とし、メーカー保証期間中はメーカー保証を優先する。

10.保証対象修理

商品に添付されている使用説明書およびメーカー保証書等の注意事項に従い正常な使用状態で故障した場合契約商品本体の保証修理を対象とする。

尚、一般家庭内使用製品(家庭用製品)に限る。

11.保証規定

保証内容に従い制度加入組合店が自店修理を行った場合、パナソニックCS社と同等の修理工料と、交換部品代(仕入値)及び出張費2,000円(出張修理対象商品)と修理事務手数料1,000円を加算した金額(税加算)を支払う。また、メーカー修理依頼も同様とする。

保証期間中の修理回数は無制限とするが、修理費用累算が、購入金額の80%未満(事務手数料含)(税含)を保証限度額とする。

ただし、保証期間内に保証限度額を超過する修理代となった時は保証残額を支払い、不足分は、お客様負担とする。又この時点で保証終了とする。

尚、メーカー等の「延長保証」と組合の「長期あんしん保証制度」の併用は不可とする。

12.保証対象外事項

- ①当制度発行の「長期あんしん保証書」及びメーカー発行「保証書」の提示がない場合。
- ②当制度発行の「長期あんしん保証書」及びメーカー発行「保証書」の記載内容に相違がある場合。
- ③当制度発行の「長期あんしん保証書」及びメーカー発行「保証書」の記載内容の字句を書き換えた場合。
- ④メーカー発行の「保証書」に記載の保証範囲外の修理、及び日本国内で修理できない場合、国外で使用した場合の故障。
- ⑤保証期間終了後の修理、メーカー保証など他の契約で保証される場合、他の損害保険会社で補償される場合。
- ⑥当保証制度加入組合店以外で修理した場合、消耗品等の交換の場合、業務目的で商品を使用した場合。
- ⑦法人名での申込み並びに法人運用などの場合も対象外とする。
- ⑧修理をしない費用は、保証対象外とする。

* 上記以外の保証対象外事項は、「長期あんしん保証制度」の保証規定に準じます。

13.保証制度の終了および保証料の扱い

- ①保証対象商品を譲渡・贈呈等により契約時の条件と異なった場合、保証制度契約は自動的に終了する。この場合、保証料の返還はしない。但し、転居、特別な事由により契約時の条件に変更があった場合、変更届書を事務所に提出する。
- ②保証契約の途中解約は不可とし、万一解除の場合も保証料の返還はしない。
- ③保証期間終了までに対象商品の修理が無かった場合、また保証期間終了時点において保証限度残額がある場合も保証料の返還はしない。
- ④保証期間内であってもメーカーの部品保有年数が経過している場合は、保証期間が満了したものとする。その場合も保証料の返還はしない。
- ⑤保証年満期時(5年8年)に利用分量割戻金を支払います。

14.その他

- ①本保証制度に関する運営上の問題、変更が生じた場合は、制度運営委員会において検討し、その内容を制度加入組合店に書面にて通達する。
- ②制度加入組合店に運営上、不正があった場合、加入契約を無効とする。
- ③保証料及び修理費用の小数点以下は四捨五入とします。

15.お客様情報の管理

制度加入組合店及び保証制度事務所は、この保証制度で収集したお客様情報を第三者に漏洩してはならない。